

平成18年3月1日

定款の一部改正について

東京都自動車整備商工組合

〔改正の趣旨〕

次の理由により定款の一部を改正する。

1. 自動車整備業界は、中小企業近代化促進法（以下「近促法」という。）に基づいて構造改善計画を実施してきたが、平成11年3月に中小企業経営革新支援法が制定されたことにより、近促法が廃止された。
近促法に基づいて平成16年度まで進められてきた整備業界の構造改善事業は、以降、当業界独自の構造改善として日本自動車整備商工組合連合会（以下「整商連」という。）が推進している。
については、整商連方針に従って構造改善を引続き推進するため、近促法で製造業とされてきた当組合の中小企業者の定義を、サービス業による定義に改める。
2. 平成14年度の税制改正で退職給与引当金制度が廃止されたことに伴い、「税法上の限度額」規定を改める。

〔改正事項及び理由〕

1. 改正事項 第16条第3号及び第4号中、「3億円」を「5千万円」に、「300人」を「100人」に改める。
理由 中小企業近代化促進法の廃止に伴い、中小企業者の定義をサービス業のものに改める。
2. 改正事項 第67条見出し「(職員退職給与引当金)」を「(職員退職給与の引当)」に改める。
第67条中、「毎」を削除し、「の終わりにおいて職員退職給与引当金として計上すべき総額は税法上の限度額に達するまで積み立てる」を「ごとに、職員退職給与にあてるため、退職給与規定に基づき退職給与を引当てる」に改める。
理由 法人税法の改正で退職給与引当金制度が廃止されたことにより、モデル定款に合わせて改正する。

〔改正案新旧対照表〕

新	旧
<p>(届出)</p> <p>第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。</p> <p>(1) 同右</p> <p>(2) 同右</p> <p>(3) 資本の額又は出資の総額が<u>5千万円</u>をこえ、かつ、常時使用する従業員の数が<u>100人</u>をこえたとき</p> <p>(4) 資本の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数が前号に該当する者が、その資本の額若しくは出資の総額が<u>5千万円</u>以下となったとき、又は常時使用する従業員の数が<u>100人</u>以下となったとき</p>	<p>(届出)</p> <p>第16条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない。</p> <p>(1) 氏名、名称又は事業を行う場所を変更したとき</p> <p>(2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき</p> <p>(3) 資本の額又は出資の総額が<u>3億円</u>をこえ、かつ、常時使用する従業員の数が<u>300人</u>をこえたとき</p> <p>(4) 資本の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数が前号に該当する者が、その資本の額若しくは出資の総額が<u>3億円</u>以下となったとき、又は常時使用する従業員の数が<u>300人</u>以下となったとき</p>
<p>(職員退職給与の引当)</p> <p>第67条 本組合は、<u>事業年度ごとに、職員退職給与にあてるため、退職給与規定に基づき退職給与を引当てるものとする。</u></p>	<p>(職員退職給与引当金)</p> <p>第67条 本組合は、<u>毎事業年度の終わりにおいて職員退職給与引当金として計上すべき総額は税法上の限度額に達するまで積み立てるものとする。</u></p>